

自転車指導啓発重点路線(能代警察署)

令和7年5月



①②③の路線で、よく見られる自転車利用者の**違反形態**

- 歩道で徐行や一時停止をしない
- 並進走行(特に通学の中高生)
- 無灯火

反射器材の取付け・ヘルメットの着用をしましょう!!

★自転車運転する人は次の点に気を付けましょう!★

- 1 歩道は、歩行者優先!**
自転車が通行できる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は一時停止をしましょう。
- 2 並進走行の禁止!**
車道はもちろん、歩行者優先の歩道を**並進走行することは厳禁!**
- 3 夜間は自分の身を守るためにもライトをつけましょう!**
自転車のライトはつきますか? 反射器材は汚れていませんか?
自転車に乗る前に、しっかり点検をしましょう!
- 4 携帯電話使用・両耳のイヤホン使用の禁止!**
携帯電話を使用しながら走行することにより前方不注意となり危険な上、ながら運転は注意力が散漫となり、他の車両や歩行者に対する反応が遅れて危険が増大します。

警察では、自転車運転者の交通違反等に対し、指導警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては検挙措置を講ずるなど、厳正に対処しています。